



個人所得税の免除と2009年の確定申告に関する追加的なガイダンス

財務省の Official Letter No. 10255/BTC-TCT の提案と政府官房による承認（詳細については税務アップデートの2009年8月5日号を参照ください）に続き、財務省は2009年8月12日に Circular 160/2009/TT-BTC を公表し、個人所得税の免除と2009年の確定申告に関する追加的なガイダンスを提供しました。

これ以下、ご参考のために Circular 160 の要点をまとめました。不明点の説明や、個人所得税のより効果的な法令順守の支援につきましては、弊社の税務担当チームまでお問い合わせください。

勤労所得

Circular 160 は個人所得税の免除対象となる税務上の居住者の勤労所得に関し、以下のように明記しています。

- ▶ 2009年1月～2009年6月の免除期間内に支給された2008年の所得は個人所得税を全額免除されます。
- ▶ 2009年12月31日以前に支給された2009年1月～2009年6月の期間所得は個人所得税を全額免除されます。
- ▶ 2009年通年のものとして2010年3月31日以前に支給された賞与（例えば、年間賞与、13ヶ月目の給与等）は、支給額の半額だけが個人所得税の免除対象となります。
- ▶ 2009年第1四半期および2009年第2四半期のものとして2009年12月31日以前に支給された賞与は個人所得税を全額免除されません。
- ▶ 2009年1月～2009年6月の期間内に支給された臨時所得（休暇手当、帰省手当、衣服手当、およびその他手当）は個人所得税を全額免除されます。

上記の各項は支給日と所得の源泉の双方に依拠しているため、納税者にとっては税務上の取り扱いが以前よりも有利になります。

不労所得

資本投資、資本移転(証券譲渡も含む)、ロイヤルティ、フランチャイズから得た所得に関しては、個人所得税の免除対象となる所得は 2009 年に発生し、かつ 2010 年 6 月 30 日以前に支払いを実施している必要があります。2009 年に発生し、かつ上記期限が過ぎた後に支払いを実施した所得は通常通りに課税されます。

2009 年の確定申告

Circular 160 は個人所得税の確定申告に関し、以下のようにガイドラインを定めています。

- ▶ 投資、資本移転、ロイヤルティ、フランチャイズとの関連で所得の支払いを実施した主体については、個人所得税の確定申告は不要です。
- ▶ 勤労所得に関しては、雇用主は 2009 年 7 月 1 日～2009 年 12 月 31 日に発生した所得と同期間内に源泉徴収し納付した個人所得税に基づいて個人所得税の確定申告を行うだけで済みます。そうとはいえ、確定申告にあたっては個人所得税の免除対象となる所得と個人所得税を除外し、2009 年 7 月 1 日から始まる納税期間だけを明記します。
- ▶ 税務上の居住者である個人納税者は以下の場合にのみ、個人所得税の確定申告を義務づけられます。
 - (i) 2009 年の後半 6 ヶ月間について納付する個人所得税額が個人所得税の源泉徴収額を上回る場合。
 - (ii) 翌四半期(または今後数四半期)に支払うべき税額に対して税金還付または税額控除を申請している場合。

Circular 160 では税金控除に関するガイダンスをも規定しています。

最後に、Circular 160 の発行前に別の税務上の取り扱いを採用している場合、これに調整を加えることもできると同 Circular では明記しています。

このように、Circular 160 の発行は納税者にとって前向きな展開です。2009 年税年度の個人所得税との関連でお問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

お問い合わせ先

このプレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	パートナー
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	シニア・マネージャー
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Gao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.com をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的なガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成する他のメンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn